

議案第 3 2 号

市川市都市公園条例の一部改正について

市川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市都市公園条例の一部を改正する条例

市川市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「大洲防災公園自動車駐車場」を「大洲防災公園及び広尾防災公園の自動車駐車場」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 9 条関係）」に改め、同表に次のように加える。

広 尾 防 災 公 園	自 動 車 駐 車 場
-------------	-------------

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

平成２２年４月１日から供用開始を予定している広尾防災公園に自動車駐車を設置することに伴い、当該自動車駐車を有料公園施設として位置付けるとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。